

名古屋市交通局施設の撮影許可等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市交通局（以下「局」という。）が所有する高速度鉄道、自動車の車両及び施設（以下「施設等」という。）における撮影の許可等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 撮影 ドラマ・映画・CM等の製作をするために、施設等において、又は施設等を対象物として、写真撮影、録画又は録音（その他付随する行為を含む。）をする行為。名古屋市及び局の広報並びにマスコミの報道の一環として行われるものはここに含まれないものとする。
- (2) 商品化 前号において写真撮影、録画又は録音（その他付随する行為を含む。）されたものを含む物品について、DVD等の製造・販売をする行為。

(撮影許可の申請及び許可)

第3条 撮影を希望する者は、あらかじめ撮影許可申請書（別紙1）により、名古屋市交通局長（以下「局長」という。）に申請し、局長の許可を受けなければならない。

- 2 前項に定める申請書には、必要に応じて撮影の具体的な内容が分かる書面を添付しなければならない。
- 3 局長は、申請の内容を審査し、これを適当と認めた場合は、撮影許可書（別紙2）を交付する。

(撮影許可の基準)

第4条 撮影が次の各号のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがある場合は、これを許可しない。

- (1) 局の事業運営に支障を来すもの
- (2) 旅客の安全の確保に支障を来すもの
- (3) 局及び名古屋市の事業又は対外的なイメージ等に悪影響を及ぼすもの
- (4) お客様又は職員等の肖像権その他権利を侵害するもの
- (5) 関係部署との調整が困難であるもの
- (6) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (7) その他、局が不適當と判断するもの

(撮影の立会い)

第5条 撮影にあたっては、原則として局職員が立ち会うこととする。

(撮影に係る料金)

第6条 撮影に係る料金は別表1のとおりとする。

2 局長は、次のいずれかに該当するときは、料金の全額又は一部を減免することができる。

- (1) 局のPRやイメージアップへの貢献が期待できるもの
- (2) 公共性が高いもの
- (3) その他局長が特に認めるもの

3 第1項に定める料金には、消費税及び地方消費税を加えるものとする。

(料金の納入)

第7条 撮影の許可を受けた者(以下「撮影者」という。)は、前条に定める料金を、局の指定する期日までに局の指定する方法により支払わなければならない。

(申請事項等の変更)

第8条 第3条に定める申請を行った後、撮影の内容等に変更があった場合は、軽易な場合を除き、改めて申請しなければならない。

(資料の使用)

第9条 撮影又は商品化の目的のために施設等に関する資料の提供を求められたときは、事業に支障のない範囲において、局はこれを提供することができる。

2 提供された資料については、これを撮影等の目的以外に使用し、第三者に貸与し、若しくは使用させてはならない。

(許可の取消し等)

第10条 撮影者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の取消し又は変更を行う。

- (1) 第4条に定める事項に抵触した場合、又はそのおそれがある場合
- (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けた場合
- (3) 前条の規定により提供を受けた資料を目的外に使用し、又は無断で第三者に転貸し、若しくは使用させた場合
- (4) 次条に定める成果品の内容是正に応じない場合
- (5) その他、局長が撮影等の中止又は変更を必要と認めた場合

2 前項の規定により許可の取消し若しくは変更があった場合、又は撮影者の都合により撮影等の中止若しくは変更があった場合においても、原則として既納された料金は返還しない。ただし、局長がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

(成果品の確認)

第11条 撮影許可による成果品について、局はその使用目的に供する前に提出を受け、確認を行うことができる。

2 成果品が第4条に定める基準に抵触する場合は、局はその是正を求めるものとする。

(成果品に関する責任)

第12条 成果品に関する一切の責任は、撮影者が負うものとする。

(損害の賠償)

第13条 撮影者は、局又は第三者に損害を与えた場合には、直ちにその旨報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

2 撮影者は、第三者の故意又は過失により受けた損害については、局に対してその損害の賠償を請求することができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めがない事項は、乗客誘致推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年11月11日から実施する。

撮影に係る料金

項目		料金	注釈	
撮影	鉄道	営業中の 車両	1 時間 15,000 円	
		回送列車	1 運行 260,000 円	※ 1、※ 2
		臨時列車	(始発時間～終電時間) 1 時間 240,000 円 + 基本料金 240,000 円 (上記時間以外) 別途相談	※ 1
	バス車両		貸切バス料金	
	施設	車両工場 、車庫	(勤務時間内) 1 時間 30,000 円	
			(勤務時間外) 1 時間 45,000 円	
その他		(勤務時間内) 1 時間 20,000 円 (勤務時間外) 1 時間 30,000 円		
立会料		(勤務時間内) 1 人 1 時間 3,000 円 (勤務時間外) 1 人 1 時間 4,500 円	※ 3	
その他料金		当局が費用を算出して請求	※ 4	
意匠料		成果物の希望小売価格×販売数量×5%× 放映時間/全体時間	※ 5、※ 6	

- 1 時間には、機材搬入出等の時間を含み、1 時間未満は 1 時間とする。
- 2 上記金額の合計金額に消費税及び地方消費税を別途加算する。
- 3 勤務時間外とは、土曜、日曜、休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日の終日並びにその他の期間の午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分を除く時間とする。
- 4 上記金額によりがたいときは、局長がその都度定める。

(注釈)

- ※ 1 機材搬入出等の時間は、施設使用料の料金を使用するものとする。
- ※ 2 ここで設定する回送列車料金は、徳重車庫・日進工場間の回送列車に適用するものとし、他の場合については別途料金を算出するものとする。また、1 運行とは徳重車庫・日進工場間の片道とする。
- ※ 3 原則 1 名。状況により複数名になる場合がある。
- ※ 4 その他料金とは、当局設備使用にかかる料金・持込機材の使用にかかる料金・立会以外の対応にかかる人件費等を指す。
- ※ 5 意匠料とは、撮影の成果物を商品化して販売を行う際に支払うものを指す。
- ※ 6 手続等については、「名古屋市交通局商品化許諾に関する取扱要綱」によるものとする。

別紙 1

撮影許可申請書（新規・変更）

年 月 日

名古屋市交通局長 あて

住 所 :

会 社 名 :

代表者役職 :

フリ ガナ
氏 名 :

担当者氏名 :

電 話 :

F A X :

下記のとおり撮影を行いたいので、申請します。

撮影内容 (具体的に)		
撮影場所		
撮影時間	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで 時間 (準備時間を含む)	
撮影人数	人 (出演者・スタッフ等含む)	
制作物・企画等 担当者	氏名	
	連絡先	
撮影・取材等 担当者	氏名	
	連絡先	
放送・掲載予定	<input type="checkbox"/> テレビ・映画・その他 () <input type="checkbox"/> 雑誌・書籍・その他 () 放送局・出版社 _____ タイトル・掲載誌 _____ 放映日時・発売日 _____年 月 日 曜日 _____時 分~ _____時 分	
備考		

詳細がわかる資料を添付してください。

撮影許可書（新規・変更）

年 月 日

様

名古屋市交通局長

年 月 日付で申請のあった撮影について、下記のとおり許可します。

撮影内容	
撮影場所	
撮影時間	年 月 日（ 曜日） 時 分から 時 分まで 時間（準備時間を含む）
集合場所	
備考	

条件

- 1 撮影時間は厳守すること。
- 2 撮影の際、責任者は常にこの許可書を携行すること。
- 3 申請内容に変更があった場合は、速やかに連絡すること。
- 4 撮影の際、立会の当局職員の指示に従うこと。
- 5 撮影にあたって、当局または第三者に損害を与えたときは、一切の責任を撮影者が負担すること。
- 6 撮影にあたって、第三者の故意または過失により撮影者が損害を受けても、当局は一切関知しない。
- 7 交通局の電気を利用する場合は、使用する機器の規格及び仕様等がわかるものを提出すること。